

長野工業高等専門学校教育理念、教育・運営方針及び目標とする人材像並びに学科及び専攻科の専攻における教育上の目的を定める規則

制 定 平成20年4月1日  
最終改正 令和7年5月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第1条第2項の規定に基づき、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育理念、教育・運営方針及び目標とする人材像並びに学科及び専攻科の専攻における教育上の目的を定める。

(教育理念)

第2条 本校の教育理念（以下「教育理念」という。）は、「優れた技術者は、優れた人間でなければならない。」とする。

(教育・運営方針)

第3条 本校の教育・運営方針は、次のとおりとする。

- 一 本校の教育理念に基づき、豊かな人間性と独創力、創造力を身に付けた実践的技術者を養成する高等教育機関としての教育体制を維持し、科学技術の高度化及び社会問題・グローバル化に対応し得る技術者を育成する。
- 二 地域と連携し、地域に密着した学校運営を行う。また、地域から期待され、愛される学生を育成し、社会から要請されている高等教育機関としての使命を果たす。

(目標とする人材像)

第4条 準学士課程における本校の目標とする人材像は、次のとおりとする。

- 一 工学の基礎知識を備え、倫理観を持ち、自ら問題を発見し、技術的知識・技能を駆使して問題を解決していくことができる実践的技術者
- 二 幅広い教養を備え、社会、環境等の諸問題に自ら関心を示し、リーダーシップを発揮して積極的に社会に関わっていく人材
- 三 文化の多様性を認識し、自ら諸外国との交わりに関心を抱き、国際社会に貢献できる人材

2 専攻科課程における本校の目標とする人材像は、次のとおりとする。

高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門知識を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する技術者

(準学士課程の学科における教育上の目的)

第5条 学科の教育上の目的は、次のとおりとする。

学 科 名	教育上の目的
機械工学科	自動車やロボット等の各種機械の開発・設計ができ、それらを作り出すために必要な製造・生産技術を駆使できる能力を身につけ、機械工学を社会との関連の中で捉えながら、技術革新に対応できる実践的・創造的な技術者を養成する。

電気電子工学科	電気及び電子工学の将来の進歩に対応して活躍できるよう、基礎理論をしっかりと身につけ、環境との共生に配慮しつつ、電力・電子・情報の各分野を包括して、電気電子システムを統合的に構築できる実践的・創造的な技術者を養成する。
電子制御工学科	各種機械装置の自動化に対応できるメカトロニクス技術者の養成を目的とし、その基盤となる機械、電気・電子、コンピュータや制御に関する基礎的な工学技術や、これらを有機的に結びつけて一つのシステムを構築できる総合力を身に付け、製品開発や設計、生産技術の場で活躍できる実践的・創造的な技術者を養成する。
電子情報工学科	電子工学に関するハードウェア技術及び情報工学に関するソフトウェア技術に加え、コンピュータ科学に関する総合的技術を有し、今日の高度情報社会で必要とされる幅広い技術分野に対応できる実践的・創造的な技術者を養成する。
環境都市工学科	環境にやさしい理想のまちづくりや、かけがえのない生活環境を次世代に引き継ぐことを目指し、自然環境や社会環境に配慮し、かつ安全にして文化的な生活が営まれるような社会基盤の整備に当たる実践的・創造的な技術者を養成する。
工学科	ものづくりに必要な工学分野共通の基礎を教育した上で、自ら選択した領域の専門性と周辺領域の知識、高い教養と情報処理能力を身につけるとともに、社会性及び人間性を兼ね備えた国際的に活躍できる実践的・創造的な技術者を養成する。

(準学士課程の工学科に設置した系の教育上の目的)

第6条 工学科に設置した系の教育上の目的は、次のとおりとする。

情報エレクトロニクス系	電気電子分野における電力システムの構築や電子デバイスの開発、情報通信分野における情報セキュリティやソフトウェア開発等で活躍できる実践的・創造的な技術者を養成する。
機械ロボティクス系	多機能なロボット等の機械システムを創造するために必要な機械工学、制御工学等の技術を身につけ、製品開発や設計、生産技術の場で活躍できる実践的・創造的な技術者を養成する。
都市デザイン系	防災を意識した環境都市工学に基づくまちづくり・社会基盤デザインの技術を身につけ、自然環境や社会環境に配慮し、かつ安全にして文化的な生活が営まれるような社会基盤の整備に当たる実践的・創造的な技術者を養成する。

(専攻科課程の専攻における教育上の目的)

第7条 専攻の教育上の目的は、次のとおりとする。

専攻名	教育上の目的
生産環境システム 専攻	機械・電子制御，生産システム又は土木・都市環境に関連する専門知識・技術をより深く修得・応用し，知能機械装置，製造システム，社会基盤の整備等の分野で開発・研究ができる実践的・創造的な技術者を養成する。
電気情報システム 専攻	エレクトロニクス，情報通信，電力に関連する専門知識・技術をより深く修得・応用し，電気電子機器，電子デバイス，電子通信システム，計算機・情報システム等の分野で開発・研究ができる実践的・創造的な技術者を養成する。

附 則

この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は，平成 30 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 21 日 一部改正）

この規則は，令和 6 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 24 日 一部改正）

この規則は，令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 29 日 一部改正）

この規則は，令和 7 年 5 月 29 日から施行し，令和 7 年 4 月 24 日から適用する。